

軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書

軽度・中等度難聴児は、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題を有しています。軽度・中等度であっても、深刻でないとは言えません。

軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度は、国としては確立しておらず、各自治体の努力により支援されています。一方で、障害者総合支援法では自己負担割合がおおむね 1 割であり、特殊な補聴器に対する助成も特例的に認められていることと比較すると、軽度・中等度難聴児については養育者の費用負担が大きいと言えます。

奈良県における補聴器助成制度については、対象児童となる要件のうち、「両耳の聴力レベルが原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満であるもの」という文言は、本来制度の対象となる一側性難聴は対象外と受け取られ、必要な支援が届かない場合が考えられます。

また、補聴器を装用するためには補聴器とは別に耳あて等（耳あて、耳穴型シェル）が必要であり、身体の成長が著しい幼児期から青年期においては、幼児期なら半年に 1 回、小学生なら 1 年に 1 回の頻度で作り直しが必要と言われています。加えて昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき補聴器内部に錆が発生し不具合が生じることも頻繁にあり、この修理費なども負担となっています。

また、クロス補聴器は、特に一側性難聴児にとって言語習得期の幼児期や、小・中・高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身につける年齢層の児童・生徒にとって、有用な機器と言われていますが、現在は助成対象に含まれていません。

奈良県におかれては、国に対して統一した支援制度を求めるとともに、聴覚障害を持つ児童・生徒とその保護者にとって安心して過ごせるよう、補聴器購入助成制度の改善をしていただきたく下記のとおり要望いたします。

記

1. 補聴器購入助成制度の対象者について、記載内容を一側性難聴児についても対象となる場合があることを明記すること。
2. 助成対象の項目に補聴器を装着するための耳あて等や、補聴器の修理費を含めること。
3. クロス補聴器を購入助成対象とすること。
4. 助成対象の要件から所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

奈良県生駒郡平群町議会

奈良県知事 山下 真 殿